

法人税の改革について

1. 法人税改革の趣旨

本年1月、安倍総理大臣はダボス会議において、「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません」と述べられた。今般、政府税制調査会においては、この総理の発言を端緒として法人税の改革に着手した。今回の改革のおもな目的は次の2つである。

第1は、立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げることである。近年、ドイツ、イギリスなど多くの先進国が、自国の立地競争力を高め、かつ税收を維持するための法人税の構造的な改革に取り組んでいる。企業が国を選ぶ時代にあって、国内に成長分野を確保するには、法人税率の引き下げは避けては通れない課題である。わが国においても、グローバル経済における法人課税のあり方を根本から考え、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という世界標準に沿った改革を行うことにより、成長志向の法人税改革を行うべき時にきている。

もちろん、法人税率引き下げだけで立地競争力を高めることはできない。コーポレートガバナンスの強化、労働市場改革等の規制改革、電力料金、行政手続きの簡素化などの政策をパッケージで行う必要があるが、少なくとも高い法人税率が立地選択にあたっての阻害要因になることは避けねばならない。国内企業が高付加価値分野を国内に残し、また、海外からも多くの企業が日本に直接投資を行う環境をつくることは、質の高い雇用機会を国内に確保するために不可欠の課題である。

第2は、法人税の課税ベースが狭くなり、負担が一部の黒字法人に偏っている現在の負担構造を見直すことである。現在、全法人の1%に満たない資本金1億円以上の企業が法人税收の6割以上を担っており、他方で、納税企業が全体の3割に満たないという国際的にも低い水準にある。

課税ベースの見直しは、企業の選択を歪めない税制にするという観点からも重要である。何を課税所得の対象とするかは企業の選択に影響を与えるため、企業行動をなるべく歪めることのない税制にしていかなければならない。また、租税特別措置は、一度創設されると長期にわたって存続するという問題点があるため、その必要性や効果を常にゼロベースで検証していく必要がある。

このようにして課税ベースを拡大し、かわりに税率を引き下げることにより、高収益をあげる企業の税負担を緩和し、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることは、企業の成長を後押しするとともに、新しい産業や新規開業が行われやすい環境を作ることににもなる。近年、法人税改革に取り組んできた諸外国においても、税率引き下げと同時に課税ベースの拡大を行い、その結果として産業の新陳代謝が行われやすい環境をつくってきた。高齢化が急速に進

むわが国においては、産業の新陳代謝を促して国内に稼ぐ力をもった企業を多くつくっていくこと、また新規開業を促すこと、そして結果的に生産性を高めていくことの重要性はきわめて高い。

地方税における法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は、受益する行政サービスの対価を広く住民で負担するという「応益課税」の考え方に立っており、この観点から、企業間で広く薄く法人課税を担う構造にすることが必要である。応益課税としての性格の明確化や税収の安定化といった趣旨で、平成 15 年度には法人事業税の外形標準課税が導入され、すでに定着している。この外形標準課税についても、当初の趣旨に沿って応益性を高めるために一段の見直しが求められる。

また、立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてきわめて重要であり、この観点から、法人に過度に依存することがないように地方税全体における法人課税の位置づけを再検討することが必要である。

法人税改革を行うにあたって重要な課題は、財政再建との両立である。わが国は、基礎的財政収支の赤字を 2015 年度に半減し、2020 年度に解消することを国際的にコミットしている。内閣府の試算では、成長戦略が成功して日本経済が再生した場合に 2020 年度の名目成長率は 3.6%になるという前提を置いているが、それでもなお 2020 年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。この厳しい財政状況を直視して法人税改革を進めなくてはならない。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革と併せて、関連する他の税目についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である。企業は長期の見通しに立って事業を行うために、法人税を頻繁に見直すことは望ましくなく、この観点からも恒久財源を手当てしておくことが必要である。

政府税制調査会では、これまでも法人課税のあり方について何度か議論を行ってきた。しかし、グローバル化と高齢化という大きな環境変化を踏まえて法人課税を根本から見直す作業はいまだ不十分である。

必要性が指摘されながらも法人税改革が十分に行われずにきた理由のひとつは、さまざまな利害が対立するがゆえに、課税ベース拡大などの構造的な見直しができなかったことにある。このため政策税制は毎年度のように導入されても、税率の大胆な引き下げは行われずにきた。たしかに法人税は企業の利益に直結するため、利害が激しく対立するのは当然のことでもあろう。

しかし、わが国はいまアベノミクスによってデフレ脱却を果たし、20 年以上の長い停滞から抜け出ようとしている。日本経済が人口減少・高齢化という制約を克服し、再びアジアをリードする存在になるために、短期的な利害を何と

か乗り越えて、本格的な法人税改革を実現させたいものである。

法人税改革が難しい理由の２つ目は、生活に直結しない税であるがゆえに関心が高まりにくく、国民全体の理解を得られにくいことにある。法人税率の引き下げは、家計に負担を強いて企業を優遇するかのような受け止め方すらある。しかし、国内に成長力のある企業が多く存在するかどうかは、雇用に直結する問題である。また、企業の成長力は賃金にも直結する。企業と家計は二分化されているのではなく、法人税率が高すぎることのしわ寄せは、何らかのかたちで家計に及ぶと考えられる。世界経済の構造が急速に変わりつつあることの危機感を共有し、広い議論を喚起しながら、法人税改革を進めることが必要である。

２．具体的な改革事項

- (１) 租税特別措置
- (２) 欠損金の繰越控除制度
- ◎ (３) 受取配当等の益金不算入制度
- (４) 減価償却制度
- ◎ (５) 中小法人課税
- (６) 公益法人課税等
- ◎ (７) 地方法人課税等

３．法人税の改革と併せて検討すべき事項

- (１) 国際課税の見直し
- (２) 法人課税以外の税目
 - ・ 資本所得課税
 - ・ 給与所得控除
 - ・ 固定資産税等
 - ・ 新税

４．改革の目標と今後の工程